

橘ふれあい公園の利用制限について

令和3年11月30日
香取市都市整備課
橘ふれあい公園指定管理者

日頃から、橘ふれあい公園をご利用いただき、ありがとうございます。

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した、感染拡大防止対策を踏まえ、現在設けている利用人数の制限等を、令和3年12月1日（水）以降も継続します。詳細につきましては、管理事務所までお問い合わせください。

また、ご利用にあたっては、引き続き、感染防止にご協力をお願いします。

問合せ
橘ふれあい公園管理事務所
TEL 0478-79-5855
FAX 0478-79-5856
E-mail kanri@tachibana-park.jp